

【役員報酬の支給基準（案）について】

支給基準

◆常勤役員	給料額 (月額)	医師業務手当 (月額) ※理事長のみ	役員手当 (月額)	通勤手当	期末手当 (年額)	退職手当
理事長	950,000 円	300,000 円	200,000 円	職員給与 規程に 準ずる	給料月額 × 役職加算 20% × 3月分	給料月額 × 勤務年数
副理事長	750,000 円	—	100,000 円			
理事	650,000 円	—	50,000 円			

- ◆非常勤役員は、「非常勤役員手当:日額30,000円」及び「通勤に要する費用の相当額」を支給する。
 - ※「期末手当」のみ業績評価や貢献度等を勘案し、±20%の範囲で理事会の決定により変動可とする。
 - ※職員を兼務する役員の場合、職員としての給与に上記、「役員手当」のみ加算して支給する。
 - ※医師業務手当は、医師である理事長が医療業務に従事した場合に支給する。
- なお、月の初日から末日までの間、医療業務に従事しなかった場合は、不支給とする。

【地方独立行政法人茨城県西部医療機構における役員報酬の考え方】

- ① 先行他法人の状況を参考にし、支給基準を前資料の案2、期末手当（賞与）のみ業績評価や貢献度に応じて査定できるものとする。
 - ② 期末手当の査定に関しては、支給対象期間の収支状況や作成中の評価基準・評価方法※による業績評価・法人への貢献度等を考慮し、理事会で決定する。
 - ③ 報酬の支給基準の継続・変更に関しては、中期目標及び中期計画の最終年度に検討を行い、評価委員会に諮り決定する。
- ※評価基準・評価方法の案を作成し、法人設立後、最初（2018.10～2019.3の半年分）の評価前に評価委員会にて審議後、決定する。

【先行事例における役員報酬の支給基準の評価・査定割合】

